

大槌町告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年7月31日

大槌町長 碓川 豊

1 都市計画の種類

大槌都市計画一団地に津波防災拠点市街地形成施設(町方地区)
大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(安渡地区)

2 都市計画を決定する土地の区域

(1) 大槌都市計画一団地に津波防災拠点市街地形成施設(町方地区)

大槌町大町及び新町の各一部

(2) 大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(安渡地区)

大槌町安渡一丁目、二丁目、三丁目、新港町、港町及び大槌第21地割の各一部

3 縦覧場所

大槌町役場仮庁舎 復興局 都市整備課